

秋募集 2020 年度 国の修学支援新制度の申込について (給付奨学金および授業料減免)

2020 年度から実施される国の修学支援新制度『日本学生支援機構給付奨学金』および『授業料減免』の在学採用の実施について通知がありました。

申請を希望される方は、詳細が記載された「国の修学支援新制度申込要項」を所属学部事務所で受け取り、機構作成の「進学資金シミュレーター」にて収入基準を必ず確認のうえ、期間内に必要な手続き（スカラネット入力＋必要書類の提出）を行ってください（詳細は別紙参照 ※1）。

なお、給付奨学金と授業料減免の対象要件は同じになりますので、給付奨学金を申し込む方は授業料減免の申請も必ず行うようにしてください。

※授業料減免のみ申請を希望する場合でも給付奨学金の申請が必要となります。その際は奨学課までご相談ください。

記

1. 対象者

住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯の学部学生

※留学生（在留資格：留学）は対象外となります。

※在留資格「永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者」の方は対象となります。

※早稲田大学の「奨学金登録」の有無に関わらず本奨学金に応募できます。

2. 対象者の要件（基準）

以下、①②③の全ての基準を満たした学生が対象となります（詳細は別紙参照 ※2）。

①学業等に係る基準

②家計に係る基準（収入基準）

③ " (資産基準)

3. 支給・減免 金額

本奨学金は採用者のうち生計維持者（父母等）の所得金額に基づき、第Ⅰ区分～第Ⅲ区分に分類され、区分に応じて支給・減免額が異なります。

(1) 給付奨学金（月額）

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300 円 (42,500 円)	75,800 円
第Ⅱ区分	25,600 円 (28,400 円)	50,600 円
第Ⅲ区分	12,800 円 (14,200 円)	25,300 円

※カッコ内の数字は生活保護世帯を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する学生

※現行の給付奨学金および貸与奨学金（一種・二種）とは自宅外通学の考えが異なります。
(詳細は別紙参照 ※3)

(2) 授業料減免（年額・上限）

	減 免 額
第Ⅰ区分	約 70 万円
第Ⅱ区分	約 47 万円
第Ⅲ区分	約 24 万円

※入学金の減免については在学学生は対象外となります。

4. 申請期間

2020年10月1日（木）～10月22日（木） ※スカラネット入力は10月1日から可能

5. 申請方法

以下の3つの手続き全てが必要です。

- ①スカラネット入力（指定のホームページから入力）
- ②必要書類提出（所属の学部事務所に直接持参または郵送）
- ③マイナンバー関係書類の郵送（専用封筒を使い日本学生支援機構に郵送）

6. 今後のスケジュール

日程	事項
2020年10月1日（木） ～22日（木）	『国の修学支援新制度申込要項』受け取り（学部事務所） ※通学しないため受け取れない方は、学部事務所にご相談ください。 スカラネット入力（※10/1～）・ 必要書類の提出（学部事務所） マイナンバー提出書郵送（日本学生支援機構宛）
2020年12月11日（金）予定	採用者発表、初回振込

7. その他

- ・現在、機構給付奨学金を受給している方は、2020年度から実施される国の修学支援新制度の給付奨学金に切り替えることができますが、その場合、現在受給している機構給付奨学金は辞退することとなります。
- ・第一種奨学金の貸与を受けている人が新制度の給付奨学金に採用された場合、採用された区分によって、第一種奨学金の月額が以下の表の通り制限されます。

	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円

◎生活保護を受けている生計維持者と同居している人および児童養護施設等から通学する人は上表のカッコ内の金額となります。

◎第二種奨学金については現状の金額のまま貸与を受けることができます。

◎第二種奨学金が必要な場合は、2020年度版 Challenge に基づき、スカラネット入力を行い、新規で申込をしてください（ただし2020年度奨学金登録をした方に限ります）。

以上

注意 スカラネット入力および書類提出前に機構作成の「進学資金シミュレーター」にて収入基準を必ず確認してください。進学資金シミュレーター⇒ <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

※1 提出書類

☆大学（所属の学部事務所）に提出

- 【全 員】国の修学支援新制度申込チェックシート
- 【全 員】給付奨学金確認書（給付奨学金案内綴じこみ）
- 【全 員】授業料減免の対象者の認定に関する申請書

※【該当者】在留資格「永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者」⇒在留カードのコピー等

※【該当者】申込者本人の2019年分の1年間の所得が（未成年）125万円（成年）35万円を超える方
⇒2020年度「課税証明書」

※【該当者】18歳になるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていた方
⇒施設等在籍証明書または児童（里親）委託書等

☆日本学生支援機構に郵送にて提出（専用封筒を使用）

- 【全 員】マイナンバー提出書

※2 対象者の要件（基準）

☆学業等に係る基準・・・学年延長が決まっていない者のうち、以下のいずれかに該当する者

- ①GPA が在籍する学部における上位 1/2 に属すること
- ②修得した単位数の合計が標準単位数（卒業に必要な単位数/修業年限×申請者の学年）以上であり、かつ学修計画書により学修する意欲を有している者 ※「標準単位数」は所属する学部により異なります

☆家計に係る基準（収入基準）

申請者および生計維持者（主に父・母）の市町村民税が非課税であること。または非課税に準ずること。おおよその基準は以下の通りですが、申請書類提出前に進学資金シミュレーターで確認してください。

世帯人数	想定する世帯構成 本人+	★が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			★が給与所得以外の世帯 (年間の所得金額)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	母★	229	332	402	131	197	251
3人	母★、高校生	289	391	457	172	241	295
4人	親①★、親②(無収入)、高校生	295	395	461	186	256	305
4人	親①★、親②(給与)、高校生	①:295 ②:115	①:336 ②:155	①:409 ②:155	①:169 ②:115	①:195 ②:155	①:246 ②:155
5人	親①★、親②(パート)、高校生、中学生	①:321 ②:100	①:395 ②:100	①:461 ②:100	①:207 ②:100	①:256 ②:100	①:309 ②:100

☆家計に係る基準（資産基準）

申請者と生計維持者の資産の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

☆その他の基準（大学への入学時期に係る基準）

高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していないこと（例：2018年3月に高校を卒業→2020年度末までに入学した人は対象となる）

※3 自宅外通学の考え方

今までの機構給付奨学金および貸与奨学金と違い、自宅外通学の区分で支給を受けるためには、実家から通っている大学のキャンパスまでの通学距離が片道60km以上であること等の制約があります。詳細はお渡しする「国の修学支援新制度申込要項」にて確認してください。

詳細は「国の修学支援新制度申込要項」にて確認してください。

【問い合わせ先】

早稲田大学 学生部奨学課
MAIL: kikou-tantou@list.waseda.jp